

也といへり、老翁を日本紀、倭名抄によめるも、伯父に准らへていふ詞也、今も老たる人を尊み親みてしかいへり、神代紀に舅ををちとのみよめるも是也、孫炎が説に、舅之言舊尊長之稱と見えたり、

〔圓珠庵雜記〕伯父ヲヂ 小父、伯母ヲバ 小母、おほち、おばにのぞめてもいふべし、又ち、は、にのぞめてもいふべし、

〔貞丈雜記十五〕をちの事を伯父叔父といひ、をばの事を伯母叔母と書く事、伯はあにとよむ、叔はおと、とよむ也、されば父の兄は伯父也、父の弟は叔父也、父のあねは伯母也、父のいもとは叔母也、母の兄弟も右に同じ、近世文盲なる人、伯叔のわけをしらずして、父方のをちをばを伯父伯母と覺へ、母方のをちをばを叔父叔母と覺えたる人あり、あやまりなり、

〔古事記中〕故大毘古命、更還參上、請於天皇時、天皇答詔之、此者爲在山代國、我之庶兄、建波邇安王起邪心之表耳、○註 伯父○、興軍宜行、○下

〔古事記傳二十三〕伯父は、袁ヲヂ遲と訓、小父の義なり、和名抄に、伯父は和名乎知とあり、父の兄を伯叔父、父の姉を伯母、父の妹を叔母など、分て云は、漢國のことなり、皇國にては、父の兄弟を伯、同じく袁遲、父の姉妹をば、同じく袁婆と云り、字鏡に、阿伯父之兄、江乎地、阿叔父之弟、弟乎地とあれど、此はや、後の稱なるべし、

〔諸例集二〕伯叔、父母之儀ニ付續合名目問合
文化十四丑年八月九日、曲淵甲斐守差出袋廻し、

父母之兄弟 伯母父 父母之弟妹 叔母父
右者、父方母方之無差別、書面之通御座候哉、及御問合候、

七月

松平伊豫守

書面之通ニ而候